

個人番号（マイナンバー）お知らせのお願い

各位

（公社）愛知建築士会
会長 柳澤 講次

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号等に関する法律」が平成 25 年 5 月 31 日に公布されました。

これに基づき、税務関係書類の作成および税務申告の際に皆様の個人番号（マイナンバー）が必要となりますので、「個人番号届出書 兼 自身の個人番号に相違ない旨の申立書」を送付させていただきます。お手元に届きましたら、ご確認のうえ返信用封筒にてご返信いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、提出されなかった方につきましては、提出されない旨を税務署に報告する義務がございますので、報告させていただくことをご了承ください。

【個人番号届出書送付対象者】

期間：平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日

- ・愛知建築士会から、講習会謝金等の報酬を受け取っている方。
- ・木造住宅耐震診断員報酬を、平成 30 年 1 月～12 月の間に受け取っている方。
- ・その他、士会事業及び運営に関して発生した手当を受け取っている方。

【昨年ご提出いただいた方へ】

昨年ご提出いただいた方にも重複して送付している場合がございます。

既にご提出いただいている場合は、破棄していただきますようお願いいたします。

【複数通届いた方へ】

個人番号届出書が複数届いた方は、一通にご記入いただき、残りは無記入の状態で一緒に返信用封筒に入れ、ご送付いただきますよう、お願いいたします。

※個人番号の回収・管理等は、(株) アド・ダイセンに業務委託をしております。